

会津若松商工会議所企業PR動画作成補助事業補助事業 実施要綱

(目的)

第1条 自社の魅力をアピールする企業が増加することでものづくり業界のイメージアップへ繋げるとともに、優秀な若者の地元企業への定着を促進するため、本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行う。

(事業の内容)

第2条 本事業では、会津若松商工会議所工業部会員事業所が、自ら取組む企業PR動画の制作に係る費用の一部について補助を行う。

(補助の対象及び内容)

第3条 本補助事業の対象となる事業者及び内容（補助額・補助期間・補助対象経費等）は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 本補助事業の承認申請書は、別紙様式1により事務局あてに提出する。

(審査・承認)

第5条 本補助事業の採択の可否は会津若松商工会議所工業部会正副部会長会議で審査し、審査結果は文書（別紙様式2）によって事業者に通知する。

2 審査経過については公開しない。

(事業計画の変更及び中止)

第6条 採択された内容に変更が生じた場合、また、やむを得ない事情により計画を中止する場合には、別紙様式3により変更（中止）申請を行い、承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 採択事業に対する補助金の交付は、事業年度内に行うものとする。

(実績報告及び交付請求)

第8条 事業実施事業所は、事業完了後速やかに実績報告・交付請求を別紙様式4により別表に定める書類を添付し提出する。また、実績報告の提出期限は当該年度1月14日までとする。

(事業年度)

第9条 本補助事業の事業年度は4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、都度、会頭が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月28日より施行する。

別 表

事業内容（概要）		備考
1、補助対象者	当所工業部会員事業所で、令和3年4月1日時点で自社PR動画を保有しておらず、新たに作成する事業所。	* 商工会議所年会費に未納がないこと（当該制度の申込時に加入の場合を含む）
2、補助対象事業	外部事業者へ委託し、若者等向けに当該企業の事業内容等を紹介するための動画を作成する事業。ただし、令和3年12月31日までに完了するものを対象とする。	
3、補助対象経費	外部事業所へ委託する動画制作に係る経費。 （企画・撮影・編集等）	* 自家制作は対象外
4、補助額	限度額10万円（最大5社まで・1社1回を限度） ≪対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て）と10万円のいずれか低い額≫	
5、募集期間	令和3年5月10日（月）～6月15日（火）	
6、事業期間	採択の日（採択通知書期日）～令和3年12月末	
7、申請手続き等	別途「補助金交付申請書」（様式1）により事務局あて申請。（動画作成を委託する事業所からの企画書・見積書を添付）	* 他補助金との併用不可 * 補助金支払方法は精算払いとする
8、審査・交付決定	補助申請受理後に審査会を開催。 審査終了後1週間以内に採択決定通知（様式2）を送付する。	
9、実績報告交付請求	事業実施事業所は、事業完了後1カ月以内に「実績報告書兼補助金交付請求書」（様式4）を提出し事業の実績報告及び補助金の請求を行う。また、請求書、領収書（又は銀行振込の控え）、預金通帳のコピーを添付する。	提出期限： 令和4年1月14日
10、その他	作製した動画を自社HPや動画サイト、SNS等へ公開すること。	